## 介護報酬改定率決定

大臣の折衝で改定率が決定

# 2024年度介護報酬改定、改定率はプラス1.59%

介護職員の処遇改善に0.98%、2024年度に2.5%のベースアップ

### ●改定率について

# 改定率 +1.59%

(内訳) 介護職員の処遇改善分 +0.98%(令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ制度を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

現在、処遇改善関連の加算は、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の3つがある。2024年度改定では、これらの一本化による新しい加算の創設などで、介護現場の職員の処遇改善を拡充し、2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップにつなげる。

光熱水費の高騰については、介護保険施設の基準費用額(居住費)の引き上げで対応となる。

#### ●見える化システムでの推計について

令和6年1月10日現在、見える化システムにおいては、全てのサービスにおいて報酬改定率1.54%が設定され、サービス給付費の推計をしている。このうち、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、市町村の給付費見込み等においては、+1.54%((1.59×33+0.61×2)÷35)を反映するよう指示があった。

(※報酬請求月ベースで 1.59%の影響が 33 月、0.61%の影響が2月に及ぶ前提で算出。)

今後、個々のサービスにおいて報酬改定率が再設定されることになるため、現在の推計値と変化が生じることが予想される。

### ●令和6年度の介護報酬改定施行時期について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたことを踏まえ、下記のとおりとなった。

◎6月施行とするサービス 居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション

通所リハビリテーション

◎4月施行とするサービス それ以外のサービス

## 前回からの変更点・決定事項

#### ●「介護保険2割負担」対象拡大については見送りに

第9期における2割負担の対象においては、拡大しないことを決定した。

第10期介護保険事業計画期間の開始、2027年度の前までに結論が出る方向。

#### ●複合型サービスの新設について

「通所+訪問」のような複合型サービスの新設が検討されていたが、2024年介護報酬改定では、複合型サービスの新設は見送られることになった。